|  |  |
| --- | --- |
| ●各種助成金制度　　～青少年健全育成～　① | |
| 助成制度名称 | きらり山口っ子を育てるプログラム応援事業 |
| 助成実施主体 | 公益財団法人　山口県ひとづくり財団 ([www.hito21.jp](http://www.hito21.jp))  山口市秋穂二島1062  TEL：083-987-1710  FAX：083-987-1760 |
| 助成対象団体 | 青少年の健全育成に取り組む団体・グループ（教育関係機関を含む） |
| 助成対象事業 | 幼児及び青少年の育成に係る計画的、実践的な活動で、出来るだ  け年間を通して継続的に行い、青少年と共に活動するもの。  （※別表参照・・・子育てに関する諸活動、うるおいのある家庭や地域づくりに関する諸活動、思いやりの心情と実践力ある青少年等を育む諸活動。例示参照） |
| 助成金額 | 助成額は上限30万円、下限１０万円（理事長が特に定める場合  この限りではない）  助成率は、助成対象経費の2分の1以内。 |
| 募集期間 | ５月１４日までに申請　※平成２７年度募集要項より  （申請時に募集内容にて確認のこと） |
| 備　考 | ※２７年度の募集内容で記載  【助成の対象外】  ・営利を目的とする事業  ・宗教的、政治的又は商業的宣伝の意図のある事業  ・国、県（外郭団体を含む）から助成等を受けている事業  ・同一団体への助成が３回を超える場合  （平成１６年度までの「すこやか育成活動支援事業」、平成２２年度までの「青少年健全育成活動支援事業」を含む）  ・国や上部団体の支部としての組織的な事業  ・他の機関や市町、公民館活動の一環となる事業  【交付決定】審査委員会で審査の後、交付を決定し、平成２７年６月末までに通知する。（財団ホームページに掲載）  【助成金の交付】  　事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合に助成金の額を確定し、交付する。  （必要と認めた場合は、概算払いができる） |